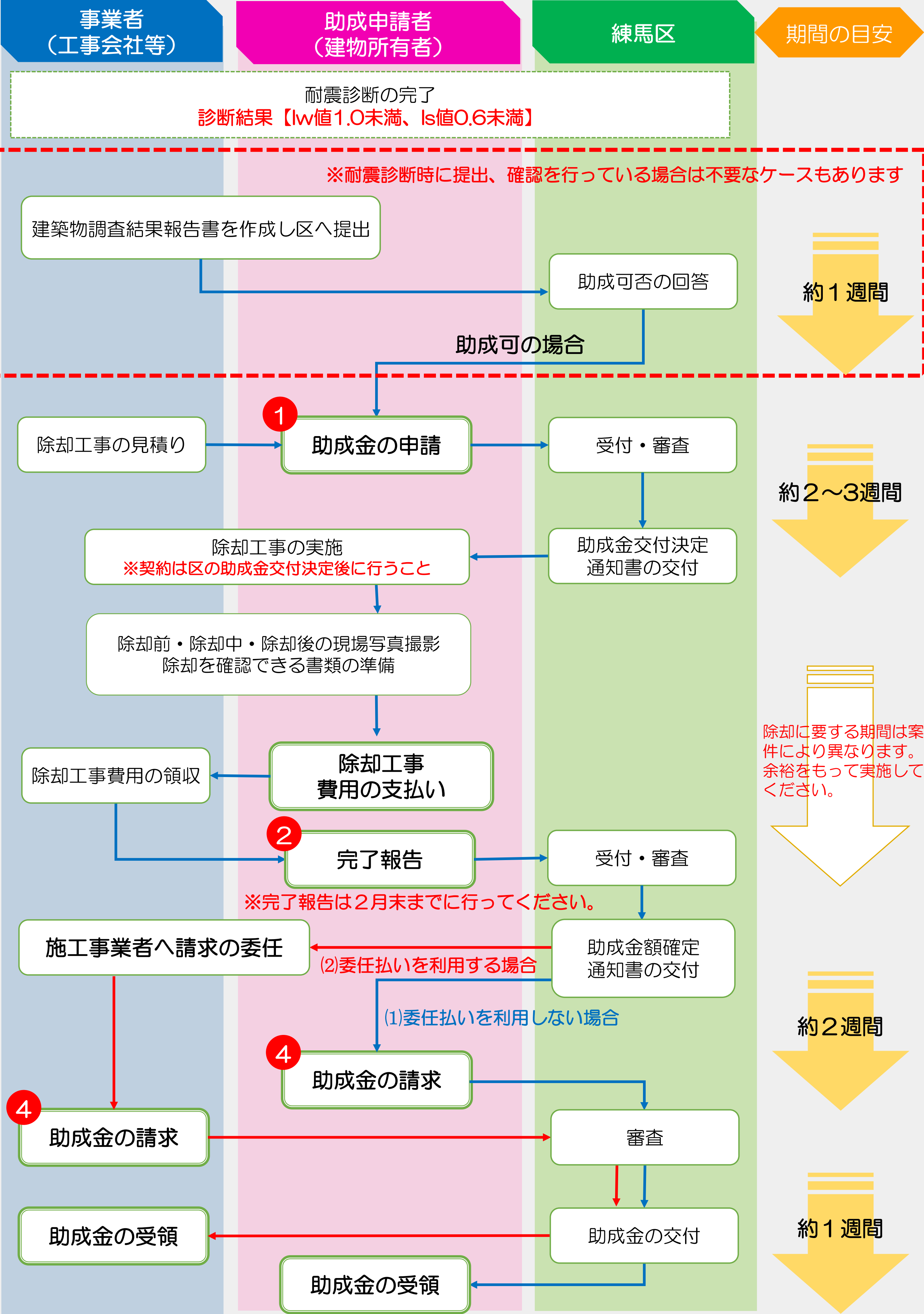


【民間建築物（住宅・中高層等以外）】 除却工事助成の流れ（対象エリア限定）



※耐震診断時に提出、確認を行っている場合は不要なケースもあります

建築物調査結果報告書を作成し区へ提出

助成可否の回答

約 1 週間

助成可の場合

除却工事の見積り

1

助成金の申請

受付・審査

約 2～3週間

除却工事の実施

※契約は区の助成金交付決定後に行うこと

助成金交付決定
通知書の交付

除却前・除却中・除却後の現場写真撮影
除却を確認できる書類の準備

除却に要する期間は案件により異なります。
余裕をもって実施してください。

除却工事費用の領収

除却工事
費用の支払い

2

完了報告

受付・審査

※完了報告は2月末までに行ってください。

施工事業者へ請求の委任

(2)委任払いを利用する場合

助成金額確定
通知書の交付

約 2 週間

(1)委任払いを利用しない場合

4

助成金の請求

審査

4

助成金の請求

約 1 週間

助成金の受領

助成金の交付

助成金の受領

※上記は一例であり、案件により手続に要する期間等は異なります。

【民間建築物（住宅・中高層等以外）】除却工事助成の必要書類（対象エリア限定）

①助成金の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
	共通
☐	耐震化促進事業助成金交付申請書（第5号様式）
☐	建築物調査結果報告書の写し
☐	建築物の所有者であることを証明する書類
☐	耐震診断報告書の写し
☐	見積書（除却工事費用の見積り）の写し
☐	納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類） ・個人の場合は個人住民税 ・法人の場合は法人住民税 →練馬区に納付している個人は提出不要
	該当する場合のみ
☐	【準防火地域の場合】 除却後の新築建物を、東京都安全条例第7条の3第2項に規定する構造物とすることについての同意書（新たな防火規制）
☐	【共有者がいる場合】 ※代表者が申請してください ・共有者が確認できる書類 ・共有者の同意書
☐	【相続等で所有権が移転していない場合】 ・遺産分割協議書 ・相続人全員の同意書 など
☐	【助成条件に違反是正や道路後退等がある場合】 ・念書 ・是正内容を示す図面等
☐	【区分所有者がいる場合】 ・耐震改修工事の実施に関して管理組合の合意を証する書類の写し
☐	【申請手続きを委任する場合】 ・委任状

【民間建築物（住宅・中高層等以外）】除却工事助成の必要書類（対象エリア限定）

②完了報告で必要な書類

チェック	提出する書類
☐	耐震化促進事業実績報告書（第15号様式）
☐	領収書等（除却工事費用の支払いを証する書類）の原本および写し → 原本は返却します 【委任払いを利用する場合】 助成額を差し引いた残りの金額がわかる領収書や請求書等（除却工事費用の経費を証する書類）の原本および写しの提出も可能
☐	契約書や注文書・請書等（除却工事契約を証する書類）の写し
☐	除却を確認できる書類の写し （建築取毀証明書・滅失登記・閉鎖登記事項証明書）（1部）
☐	除却前、除却中、除却後の現場状況が確認できる写真
☐	耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）の写し

③助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
☐	請求書（口座振替依頼欄付）
☐	【委任払いを利用する場合】※1 ・耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）

※1 委任払いとは
助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。
この仕組みを利用することで、申請者は、工事費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

例）工事費等300万円、助成金100万円の場合

